

「我が国の核セキュリティ対策の強化について（案）」に対する意見書

2012年（平成24年）3月2日

日本弁護士連合会

第1 対象箇所

第一部第1章（3）（イ）個人の信頼性確認制度に係る対応について

第2 意見の概要

信頼性確認制度については、対象者のプライバシーを侵害したり、差別的取扱いの原因となる危険性があるとともに、過度の情報閉塞をもたらす危険があるので、導入には慎重であるべきである。

第3 意見の理由

同制度が秘密保全法制の適性評価制度を参考にすることを前提して述べる。

- 1 我が国での核を巡る情報公開の不十分さは原発の是非や安全性等に関する有効な議論を妨げてきた。情報の積極的公表・公開こそ、国民が信頼できる安全性を確保する。同制度は従業員等の私生活を監視する意味を持ち、情報の公表・公開を補強するものとして重要な内部告発を著しく萎縮させる恐れがある。
- 2 同制度はプライバシー侵害の危険性が高い。従業員である対象者から真摯な同意を確保し得るのか疑問もある。
- 3 入手された対象者及びその親族等の思想、信条、信仰、国籍等の情報が本人に対する不当な差別をもたらす危険がある。

なお、情報公開及び情報へのアクセスの保障は民主主義の大前提である。情報統制が正当化されるような核保有はこれに反する。福島第一原子力発電所事故を契機に考えるべきは核セキュリティ対策の強化ではなく、適切な情報公開に基づいた原発の是非である。